

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第49号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年伊賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第20条第1項の規定は、令和8年6月1日から適用する。

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第50号

伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊賀市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、令和8年6月1日から適用する。

伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第51号

伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第52号

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅松尾団地駐車場の設置、管理及び使用に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第177号）の一部を次のように改正する。

題名中「市営住宅松尾団地」を「市営住宅」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「市営住宅松尾団地」を「市営住宅」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条を次のように改める。

（使用の申込み）

第2条 条例第3条の規定により駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

第4条を次のように改める。

（変更の届出）

第4条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、第2条の申込書の内容に変更があったときは、速やかに駐車場使用許可事項変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

第5条中「基づき」を「より」に、「明け渡し」を「明渡し」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免又は徴収猶予）

第5条 条例第5条の規定により駐車場の使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

らない。

(返還の届出)

第6条 条例第7条の規定により駐車場を返還しようとする者は、駐車場返還届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第2号の次に次の3様式を加える。

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第53号

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則

伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項第6号を削る。

附 則

この規則は、令和8年6月30日から施行する。